

## 稲沢市職員用パソコン広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市有料広告掲載に関する要綱（平成19年8月23日施行。以下「要綱」という。）第3条第2項、第4条及び第5条第2項の規定に基づき、職員用パソコンの画面への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 文字又は画像で表示された情報で、民間事業者等が自らの商品、サービス、事業等を宣伝するものをいう。
- (2) 職員用パソコン 稲沢市が所管する職員用パソコンのうち、庁内ネットワークに接続しているパソコンをいう。

(掲載基準)

第3条 職員用パソコンに掲載できる広告（以下「掲載広告」という。）は、公共性及び信頼性を損なわないとともに、市の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、職員用パソコンの用途又は目的を妨げないものとし、稲沢市広告掲載基準（平成20年1月16日施行）に基づくものとする。

(掲載広告の規格)

第4条 掲載広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 横800ピクセル×縦600ピクセル
- (2) 形式 J P E G、P N G、G I F（静止画）のいずれか

(3) データ容量 300キロバイト以下（300キロバイトを超える場合は解像度を300キロバイト以下に縮小して表示）

(4) 画像表現 静止画（アニメーション不可、透過不可、フラッシュ不可、画像内へのインターネットリンク作成不可及びテロップによる文字表示不可）

(5) 音声出力 不可

（掲載広告の掲載位置）

第5条 掲載広告の掲載位置等は、原則として次のとおりとする。

(1) 掲載位置 職員用パソコンの画面中央

(2) 枠数 1月につき1枠

(3) 表示時期 職員が職員用パソコンを起動又は再起動する時

(4) 掲載時間 10秒

（掲載広告の掲載期間）

第6条 掲載広告の掲載期間は、原則として1か月単位とする。ただし、複数月の掲載の申込みがあった場合には、掲載の申込みをした年度内において複数月とすることができる。

2 掲載を開始する日は、原則として掲載する月の最初の開庁日とし、掲載を終了する日は、原則として掲載する月の最終の開庁日とする。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、1月当たり5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（疑義の決定）

第8条 この要領に疑義があるとき又はこの要領に定めのない事項につ

いては、別途協議の上定めるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は要綱の規定を適用する。

付 則

この要領は、令和4年7月15日から施行する。